

吹田市立高齢者いこいの家洋室空調設備更新修繕 仕様書

1 修繕名

吹田市立高齢者いこいの家洋室空調設備更新修繕

2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【履行可能時間】 午前 9 時～午後 5 時 30 分。（日曜日、祝日を除く）

※可能な限り速やかな履行を希望。

※現地視察や履行日は、履行場所と調整のうえ決定すること。

3 履行場所

住所 吹田市岸部中 1 丁目 24 番 11 号

名称 吹田市立高齢者いこいの家

連絡先 06-6337-6361 【担当：福田（ふくだ）】

4 内容

当該施設において、経年劣化している洋室の空調を更新する修繕。履行場所は別添図面を参照。修繕完了後、修繕完了届、修繕前・後の状態が分かる写真を添付した完了報告書、フロンの回収・充填等を行った場合は、フロン排出抑制法に基づく書面等を提出すること。各更新機器については、既設機器撤去処分費及び既設室内外機リサイクル費を含み、工事に係る諸経費（交通運搬費、器具損料、交通費等含む）も含むこと。

※機器は同等品可能とする。なお、当該施設はアスベストみなし物件として履行すること。

内容	数
ダイキン FHBP71FB ビルトイン形 室内機	4 台
ダイキン RZRP140BY 室外機 三相	2 台
ダイキン BYSFJ80LAF ビルトイン用吸込フルパネル	4 枚
ダイキン BRC1G4 リモコン	2 台
ダイキン KHRP58S216T 分岐管	2 台
室内機据付費	4 台
室外機据付費	1 式

内容	数
既設機器撤去費	1 式
処分費	1 式
配管・配線工事費（既設配管・配線再利用）	1 式
レッカー手配費	1 式
フロンガス回収及び破壊証明処理費	1 式
諸経費（交通運搬費、器具損料、交通費等含む）	1 式

※機器の入替に伴い、空調機器が完全に停止する期間については、外気温が 15 度を下回る場合は暖房器具等を設置するなどし、適切な温度を保てるよう代替措置を行うこと。

5 一般事項

- (1) 履行場所や修繕箇所に関し疑義がある場合は、必ず現地見学を行うこと。

その際、見学日時については、事前に施設担当者と調整すること。

【施設担当者】福田（ふくだ）06-6337-6361

【見学可能期間】入札日前日まで、午前 9 時～午後 5 時 30 分。（日曜日、祝日を除く）

- (2) 本修繕は、本仕様書により行い、記載されていない事項はすべて共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。
- (3) 搬入路は、監督員と十分な打ち合わせを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用は一切請負者の負担とする。
- (4) 既設建物（設備）と本業務との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なき様施工のこと。本業務によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧のこと。遅滞なく行い、これに要した費用はすべて請負者の負担とする。
- (5) 業務の再委託について

ア 委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

イ ただし、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。

エ 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けて

いる者及び第 176 条の 3 各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。